# 各務原市保育 I C T システム構築業務委託 仕様書

### I. 基本事項

# 1 概要

各務原市保育 I C T システム構築業務委託(以下「本事業」という。)

#### 2 目的

各務原市立保育所(以下「公立園」という。) へ保育 I C T システム(以下「本システム」という。) を構築することにより、公立園の登降園管理を始めとする管理運営業務の負担を軽減し、保育士が保育に専念できる環境を整備することで、保育の質の向上を図るとともに、公立園を利用する保護者の利便性向上を図ることを目的とする。

なお、本事業は以下の方針でシステム構築及び付帯作業を行うこと。

- (1) 保育士の業務負荷軽減に役立つシステムであること。
- (2) 利用者の利便性・操作性などを考慮した、容易に操作できるシステムであること。
- (3) 制度改正等に柔軟に対応できる拡張性の高いシステムであること。
- (4) 長期間に渡り、安定した利用が可能であること

### 3 契約期間等

契約日から令和6年3月31日(日)まで

- ※本システムの仮稼働は、令和5年10月1日までに行うこと。また、本稼働は令和5年11月1日までに行うこと。
- ※ただし、新型コロナウイルス感染症等による昨今の事情により、端末機器の納期が遅れる場合など、やむを得ない事情があるときは、本市との協議により本稼働開始時期の変更を認める。この場合においても、本事業は令和5年度中に完了させること。
- ※本システムの利用期間は、令和5年10月から令和10年9月(60カ月)までを想 定しているため、5年間は継続して利用が可能であること。なお、本システム利用料 及びシステム保守・運用業務は本事業に含めない。

### 4. 履行場所

各務原市下中屋町3丁目158 ほか4カ所

保育所名	定員 (人)	所在地	電話番号
中屋保育所	50	各務原市下中屋町3丁目158	058-382-1738
那加中央保育所	219	各務原市那加東亜町1	058-383-1866
鵜沼西保育所	189	各務原市鵜沼各務原町8丁目7-5	058-384-0321
蘇原保育所	190	各務原市蘇原青雲町3丁目14	058-382-0932
子育て応援課	_	各務原市那加桜町1丁目69番地	058-383-7263

### 5. 契約代金の支払い時期及び方法

契約金額の支払方法は一括後払いとする。完了届を受理した日から、10日以内に検査

をし、当該検査後、適法の支払い請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

# 6. 業務内容

- (1) システム構築業務(システム納品・初期設定、操作研修)
- (2)システム利用に必要なネットワーク機器、Wi-Fi環境構築、関連ソフトウェア、タブレット端末やパソコン等の調達及び機器や端末の設定

# Ⅱ.システム内容

#### 1. 概要

- (1)保育施設を運営する他の地方公共団体において、20団体以上のへの構築・運用実績があり、かつ、県内での構築実績があるシステムであること。
- (2) 現在までに300施設以上での構築・運用実績のあるシステムであること。 なお、構築・運用実績は、保育施設において保育業務を総合的に支援するシステムの 実績とし、機能単体システム(例えば、午睡チェックシステム等)の実績は除くこと。 また、運用の実態が伴わない可能性があることから、システムの無償提供も実績に含めない。
- (3) 本システム専用の保護者向けスマートフォンアプリケーションを提供すること。また、保護者向けスマートフォンアプリケーションはプッシュ通知が可能であること。
- (4) 保護者向けスマートフォンアプリケーションの運用実績が1年以上あること。
- (5) 定期的にバージョンアップ (機能拡張) を図るASPサービスの形態で提供するこ
- (6) 他システムとのAPI連携実績があること。
- (7) クラウドサービスで提案すること。
- (8) クラウドサービスのシステムは国内データセンターにあること。
- (9) 個人情報は運用時の利用端末側に保持するのではなく、クラウド側にて保持すること。

# 2. 機器類

- (1) 本システム接続用の機器は、パソコン及びタブレット端末とし、システムへ接続する に必要な設定を行うこと。
- (2) 必要数は別紙1「機器台数一覧」のとおりとする。
- (3) 各機器からシステムを利用するに当たっては、特定のソフトウェアを利用せず、Webブラウザ (Google Chrome、Safari等) による利用とすること。

### 3. ネットワーク

(1) 本事業で利用する機能は、インターネットを経由して利用できること。 ※公立園までのインターネット接続の回線整備は、本業務には含まれないものとする。

- (2) インターネット接続については、無線アクセスポイントにより提供すること。
- (3) 前記の機能は、20Mbps程度の通信速度(実測値)で安定して動作すること。
- (4) 保護者向けスマートフォンアプリケーションは、インターネットを経由して利用できること。
- (5) インターネット接続に当たっては、暗号化等のセキュリティ機能を確保すること。
- (6) 保育所に構築するネットワークはインターネット接続へのセキュリティ対策としてU TM機能を具備すること。

# 4. 機能要件

別紙2「要件一覧表」の機能を提供できること。

#### 5. Wi-Fi環境整備

- (1) ネットワーク機器の据付・配線及びネットワーク機器設定、端末設定の整備を含むこと。ただし、必要に応じて、ネットワーク機器収納ボックスや配管・電源工事も行うこと
- (2) 各公立園にWi-Fi環境整備工事を行う際は、公立園及び子育て応援課と調整の上、安全に留意して実施すること。また、配線工事を実施するにあたり、建物内の外観を極力損なわないよう施工方法を検討すること。
- (3) 保育所という施設の特性上、転倒防止やいたずら防止に配慮した施工方法を検討すること。
- (4) Wi-Fi電波利用可能エリアは、基本的には各教室(遊戯室を含む)及び職員室、玄関及び園児の出入口とする。
- (5) ネットワークの構築作業については、各公立園及び子育て応援課担当者と連絡調整を 行い、作業スケジュールを決定すること。

### 6. その他

- (1)システムログインにあたっては、ユーザ I D及びパスワードによりシステム認証管理ができること。また、職員ごとに詳細な権限(閲覧権限/更新権限)の設定が可能で、権限に合わせて画面やメニューの表示、データの取扱いが制御されること。
- (2) 特定の権限を有する子育て応援課専用の特権アカウントを利用し、公立園をまたいだ 統合的な管理ができること。
- (3) 構築後に、接続端末数・職員数の増減があった場合でも、追加のシステム利用料が発生しないこと。
- (4) ASPサービスとして一般的に行われるシステム機能の強化(追加・修正等)については、追加の費用なく提供すること。
- (5) 公的機関から認証を受けたセキュリティマネジメントシステムに基づく管理がなされていること。

# Ⅲ システム構築

- 1. セットアップ・構築フォロー
- (1) 運用を開始するに当たり、当市で実施する設定作業の支援を適宜行うこと。
- (2) 契約後、概ね1週間以内にシステム構築会議を実施すること。システム構築会議では、運用開始までの詳細スケジュール及び初期設定内容を提案し、当市の承諾を得ること。
- (3)システム事業者にて構築担当者を設け、全体の利用状況をシステム上で随時確認し、 当市の要求があった場合は、機能別の利用状況一覧を電子データで開示すること。ま た、作業が停滞している園へのフォローなどサポートを適宜行うこと。
- (4) 構築担当者は、20以上の地方公共団体への保育ICTシステム構築プロジェクト担当経験を有すること。

# 2. 操作マニュアル

- (1) 運用開始1カ月前までに操作マニュアルを提出すること。
- (2) 操作マニュアルは、電子データー式と紙面で5部(各園1部ずつ及び子育て応援課1 部)を提供する。電子データの操作マニュアルでは、キーワード検索に対応すること。
- (3) 操作マニュアルは極力専門用語を用いず、ICT知識の乏しい者にも理解しやすい平 易な記述とし、実際の画面キャプチャー及び操作デモ動画を用いて分かりやすく説明す ること。
- (4)機能の修正などがあった場合には、当該部分を更新した操作マニュアルを速やかに作成し、提供すること。

### 3. 操作研修

本システムについて、以下のとおり研修を実施すること。

- (1) 本市と受注者にて協議の上、研修内容及びスケジュールを作成すること。
- (2) 各施設のシステム利用者(各公立園の保育士や本事業の担当課職員)を対象に、操作 方法の習得を目的とした研修を本市の指定する場所で2回行うこと。
- (3) 研修は本システムに精通した講師が行うこと。
- (4) 訪問が許されない状況となった際には、オンラインでの遠隔研修をする等柔軟に対応すること。ただし、遠隔研修の場合も、研修会を行うための実機やネットワークの準備を含めた環境整備及び現地での対応要員は受注者にて準備すること。
- (5) 研修はマニュアルの説明だけでなく、システムを使用した研修を行うこと。
- (6) 受注者が必要と考える内容が他にある場合には、それも併せて提案すること。
- (7) 研修時に質疑のあった内容を記録し、回答を付して本市に提出すること。
- (8) 研修の日程及び時間帯は、本市と協議し実施すること。

# Ⅳ. システム運用保守

(本契約金額には含まないが、本システムを構築する際の必須条件とする)

### 1. システムの運用期間

通年24時間とする。ただし、システム保守等のため運用停止が必要な場合には、事前に本市へ申し入れること。

### 2. システムに関するヘルプデスク

- (1) 保育所及び子育て応援課からの問い合わせに対応する事業者向けヘルプデスクを設置すること。
- (2) 事業者向けヘルプデスクは固定電話及び携帯電話からの問い合わせを可能とし、オペレーターが対応すること。また電子メール等による問い合わせにも対応すること。
- (3) 固定電話及び携帯電話からの問い合わせは、平日9:00~18:00の時間帯で受付すること。
- (4) 電子メール等による問い合わせは、24時間受付すること。
- (5) 保護者からの問い合わせに対応する保護者向けヘルプデスクを設置すること。
- (6) 保護者向けヘルプデスクは、アプリの専用フォームによる問い合わせを可能とし、2 4時間受付とすること。
- (7) 上記に記載のない条件で、保育所にてシステムを活用する上で有益と思われるヘルプ デスクの体制について、受注者において本事業の範囲内で提案すること。

### 3.システム運用後のサポート体制

- (1) 初任者、異動のあった職員、ICTの不慣れな方等に対しては、運用開始後も支援が 必要なことから、オンラインで各機能別の勉強が可能な動画等を受講できること。
- (2) 構築後も進捗確認や進捗状況に応じたフォロー等を行うこと。
- (3) 保育士がシステムを最大限に活用するために、オンラインで各機能別の活用セミナーを定期的に開催し、効果的な活用方法や他の事例を共有すること。

# 4. セキュリティ対策

- (1) 受注者は、サイバー攻撃、改ざん防止対策、セキュリティホール対策を適切に講じなければならない。
- (2) コンピュータウイルス等、悪意のあるプログラムの侵入を防止するための対策等により、適切に業務を行うこと。
- (3) SSL/TLSにより暗号化を施した上で通信すること。
- (4) 保育所及び子育て応援課が使用する I Pアドレスによるシステムへのアクセス制御を 行えること。
- (5) 情報セキュリティについて専門的に調査・対応を行うCSIRTを設置すること。
- (6) サービス提供事業者は、JIS Q 27001(IS027001、 ISMS:情報セキュリティマネジメントシステム)またはJIS Q 15001(プライバシーマーク:個人情報保護マネジメントシステム)の認証を取得していること。
- (7)システムで使用するハードウェア、ソフトウェアの設置場所等については、日本データセンター協会が制定するデータセンターファシリティスタンダードのティア 2 相当の 基準を満たした設備とすること。

#### 5. 障害対応

- (1) 障害発生時の連絡体制及び対応フロー等をあらかじめ定めること。
- (2) 障害が発生した場合には速やかに本市に報告し、早期復旧を図ること。
- (3) 管理するデータが消失しないようバックアップデータを1日複数回保存し、複数世代 管理をおこなうこと。また、本市の求めにより必要であればバックアップデータから復 旧作業を行うこと。

### 6. システム保守

- (1) システムのバージョンアップ(機能改善、バグ対応等)を定期的に実施すること。
- (2) クライアントOSやWebブラウザのバージョンアップに随時対応すること。
- (3) 国の関係法令等に従い、システムのメンテナンスを行うこと。
- (4) 各バージョンアップ・メンテナンスに係る費用は本契約に含むものとする。

#### 7. アクセス監視

アクセスログを保存し、不正アクセスが発生した場合には速やかに本市に報告し、必要であればアクセスログの開示をすること。

### 8. 業務引継ぎ

契約履行期間の満了、全部もしくは一部解除、またはその他契約の終了事由の如何を問わず、本業務が終了となる場合は、受注者は市の指示のもと、本業務終了日までに発注者が継続して本業務を継続できるよう必要な措置を講じ、他者のシステムに移行する作業の支援を行うこと。

業務引継ぎに伴い、データ移行等が発生する場合は、構築・運用を行っているすべての業務システムについて、移行のために必要となるデータを汎用的なデータ形式(CSV等)に加工し提供すること。

また、ファイル・データレイアウト等の資料を提供し、市又は他者(次期受注者)に対して誠意をもって協力すること。なお、上記の作業については、追加の費用が発生することなく対応すること。

# Ⅴ 本システムの構築上必要となる機器類

本システム構築において、公立園に設置する機器は以下の要件とする。

- (1) ルーター
- (2) PoEスイッチ
- (3) 無線アクセスポイント
- (4) 保育室用タブレット
- (5) 登降園打刻用端末
- (6) その他
- 1. ハードウェア機器要件

#### (1) ルーター

- ・ファイアウォールスループットが6Gbit/s以上であること。
- ・ファイアウォール同時セッションが700、000以上であること。
- ・ポート数はLAN側4ポート以上、WAN側1ポート以上有すること。
- ・WebGUIから設定できること。
- ・サイズ (高さ×幅×奥行) が、 $45 \times 250 \times 200$ mm以下であること。
- ・配下の機器(PoEスイッチ)を管理でき、管理台数が5台以上であること。
- ・配下の無線アクセスポイントを管理でき、管理台数が10台以上であること。

#### (2) PoEスイッチ

- PoE給電はIEEE802. 3at規格に準拠すること。
- ・ポート数は8ポート以上であること。
- ・筐体の電源総供給量は130W以上であること。
- ・WebGUIから設定できること。
- サイズ(高さ×幅×奥行)が、50×220×270mm以下であること。

## (3) 無線アクセスポイント

- ・タブレット端末やノートパソコンがインターネット接続するためのWi-Fi接続機能を有すること。
- ・PoE給電が可能であること。
- ・AC100V 50/60Hzで利用可能なこと。
- ・動作時温度0~45℃ 動作時湿度80%以下(結露無きこと)。
- ・2.4GHz帯無線LAN規格 IEEE802.11b/g/nに対応していること。
- ・5GHz帯無線LAN規格 IEEE802.11a/n/acに対応していること。
- ・ユーザ・デバイス認証方式として下記に対応していること。 WPS、WPA2、WPA3(802.1xあるいはPreshared key)、WEP、Webキャプティブポータル、MACアドレスブロックリスト及び許可リスト。
- ・セキュリティ機能として下記の機能を有すること。 アクセスポイント 間プライバシーセパレーター、パスワード設定、 接続台数制 限、 送信出力調整機能、 ステルス SSID。
- ・WebGUIから設定できること。

### (4) 保育室用タブレット(主に保育室、遊戯室にて使用)

- ・iPad OSがインストールされている製品であること。
- ・CPUは、Apple A14 Bionicと同等もしくはそれ以上であること。
- ・メインメモリが4GB以上であること。
- ・内臓ストレージが64GB以上であること。
- ・ディスプレイサイズが10.9インチ以上であること。
- ・通信(LAN)インターフェースが以下のとおりであること 内蔵無線LAN

IEEE802.11 ax準拠

Bluetooth 第5世代以降のモジュールを内蔵していること

- ・入力装置として、Webカメラ、マイクを内蔵していること。
- ・USB-Cポートで、充電・DisplayPort・USB2.0に対応していること。
- iPad(第10世代)対応の画面保護のための保護フィルムを貼付してあること。
- ・iPad(第10世代)対応のキーボードであること。
- ・落下耐衝撃性・防水・防塵等の性能を有するケースを付すること(キーボードを兼ねたケースも可とする)。

### (5) 登降園打刻用端末

- ・打刻を滞りなく行うことができる性能を備えていること。
- ・登降園打刻に使用するQRコードリーダ等、必要な機器がある場合は合わせて提案 することとし、その機器費用はすべて見積に含めること。
- ・据え置きが可能なスタンドを具備し、セキュリティワイヤー等盗難防止を図ること (スタンドはケースに具備することも可とする)。
- ・落下耐衝撃性・防水・防塵等の性能を有する端末もしくはケースを付することと し、画面保護のための保護フィルムを貼付すること。
- ・タブレット端末を使用する場合は外付けのキーボードを付すること。
- ※タブレット端末にカメラが内蔵されておりQRコードを確実に読み取ることができ、登降園打刻に支障がない場合には、QRコードリーダの納品は必須ではない。ただし、当該タブレットを登降園打刻用に配置するために、タブレットの背面等にアタッチメントを取り付け、アタッチメントとセキュリティワイヤー設置するなど、盗難防止の措置を講ずること。

# 2. 機器保守等

各機器においては1年以上の製造メーカーの保証を有するものとする。また、機器保守は実施せず、故障時はスポット対応にて行うものとする予定である。

#### 3. UTM機能

ルーター機能としてUTM機能を具備する場合は、令和5年10月から令和10年9月(60カ月)まで利用可能であること。

#### 4. キッティング

各機器の画面には、保育ICTアプリ、画像表示アプリ、設定、カメラ、会議用アプリ等の必要最低限のアプリのみを表示し、他のアプリは非表示とする。

#### 5. その他

- (1) タブレット端末で撮影した画像データや動画、資料を、同一保育所内の職員間で共有する仕組みを提案すること。
- (2) 上記に記載のない機器で、保育所にてシステムを活用して保育業務を実施するに必要 と思われる機器について、受注者において本事業の範囲内で提案すること。

## VI 納品成果物

- ・操作マニュアル(各保育所1部及び子育て応援課1部)
- ・機器配置図面(各保育所1部及び子育て応援課1部)
- ・基本設計書(各保育所1部及び子育て応援課1部)
- ・機器設定表(各保育所1部及び子育て応援課1部) その他必要なものについては受注者と協議の上決定すること。

# Ⅶ 留意事項

- 1. 本事業の仕様書の留意事項を以下に示す。
- (1) 本書は、主要事項を記述したものであり、明記されていない事項についても、本業務の目的を達成するために当然備える事項については、完備しているものとする。
- (2) 本事業で構築するシステムは、長期的に安定してその機能を供給でき、かつ長期的なサポートが可能であること。
- (3) 当市に対して無断での仕様の縮小、削除が発覚した時点で契約の解除及び損害賠償請求等の措置を講じることがあるので、特に留意すること。
- (4) 各業務仕様は、本書に記載された仕様を満たすこととし、記載された仕様を十分に理解した上で、さらに優れた提案、もしくは、コスト低減に向けた機能改善の提案を行うことは可能とするものとする。
- (5) 受注者は業務を遂行する上で、本仕様書の解釈に疑義が生じる場合、または、仕様書 に明記していない事項が発生した場合、直ちに当市と協議し、解決を図ること。
- 2. 受注者は、本仕様書及び提供された情報等について、他者への情報漏えい等が起こることがないよう、必要な措置を講ずること。
- 3. 受注者は、本市が提供する資料等については、許可なく複写及び第三者への提供はしないこと。
- 4. 本業務の検査を受けた日から起算して1年以内に、構築された本システムに本仕様の内容に適合しない状態(契約不適合)が確認された場合、受注者の責任において無償で修復等の作業を行うこと。なお、本システムとは、「Ⅱ システム内容」に記載されているものを指す。
- 5. 受注者は、本システムの利用が終了した時には、サーバ内に保存されている本市に係る データを完全に消去すること。
- 6. 受注者は、本市のセキュリティポリシーを遵守すること。
- 7. 受注者は、個人情報保護法の趣旨を理解し、個人情報保護に努めること。

- 8. 暴力団等により不当介入に対する対応
- (1) 妨害又は不当要求に対する通報義務

受注者は契約の履行に当たって暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に 照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を 妨げる妨害を受けたときは、市長及び各務原警察署長へ通報しなければならない。な お、正当な理由がなく通報がない場合は入札参加資格停止の措置を行うことがある。

(2) 受注者は、暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、契約書に基づき協議を行うものとする。

### 9. 再委託

再委託の留意事項を以下に示す。

- (1) 受注者は、事前に当市の書面による承諾を得ることなく、本事業の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。
- (2) 受注者は、再委託の相手方が行った作業について全責任を負うものとする。また、受注者は、再委託の相手方に対して、本事業の受注者と同等の義務を負わせるものとし、 再委託の相手方との契約に置いてその旨を定めること。
- (3) 受注者は、再委託の相手方に対して、定期的又は必要に応じて、作業の進捗状況及び情報セキュリティ対策の履行状況について報告を行わせるなど、適正な履行の確保に努めること。また、受注者は、当市が本事業の適正な履行の確保のために必要があると認めるときは、その履行状況について当市に対し報告し、また当市が自ら確認することに協力すること。
- 10. 本仕様書に定めのない事項に疑義が生じた場合は、当市と協議のうえ定めるものとする。